

令和8年度 生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業に係る公募型プロポーザル採点表

事業者名	
評価項目	審査基準
A 運営体制 (40点)	①支援拠点の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・交通の便がよく、安定的かつ継続的に支援が実施できる拠点を確保しているか。 ・拠点を中心に受託事業者が確保した場所及び協力事業所にて支援を実施できるか。 ・複数人での面談が行える場所が確保されているか。
	②支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・就労の前段として、必要な社会的能力の形成を促すことを目的とする提案となっているか。 ・ボランティアや就労体験先の職種及び事業所を多様かつ数多く確保し、相談者のニーズに合わせて支援ができるか。 ・就労準備にかかるセミナーや協力事業者への啓発活動が充実しているか。
	③各関係機関との連携体制構築及び役割分担に関する認識共有 <ul style="list-style-type: none"> ・市をはじめとする各関係機関との役割分担について認識しているか。 ・支援の際に実際に機能する連携体制を構築しているか。 ・啓発を目的としたセミナーの実施など、連携体制の構築及び制度への認識や理解を広めるべく各関係機関へ働きかけを行っているか。
	④新規事業所の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・就労先や体験就労等受入先の開拓にかかる提案は優れており、実効性が期待できるか。
B 実施方法 (25点)	①制度理解 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度について理解したうえで、制度の趣旨にそった提案となっているか。 ・資質向上に向けた職員への研修体制を整備する等事業実施における熱意があるか。 ・本市の実情、地域性等を踏まえた提案となっているか。
	②支援対象者の受入体制 <ul style="list-style-type: none"> ・本市が要望する一定の支援対象者数を受け入れることが可能な体制であるか。
	③地域貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営にあたり、地域の支援団体との連携や、地域貢献に関する考え方があるか。
	④信用性・企画力 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や守秘義務についての正しい理解があるか。 ・事業を遂行できる信用力や経営力があるか。 ・仕様書に沿った魅力的な提案があり、実効性が期待できるか。
	⑤実施体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・業務に適した経験及び資格等を有した就労準備支援員のほか、フォローアップ体制の構築など当該事業を実施する体制を整えることができるか。
C 業務実績 (10点)	他市等で同様の事業委託を受けたことがあるか。またその実績はどのようなものであるか。
D 価格 (25点)	応募団体数 5社 以下 (6 - 順位) × 5点
	応募団体数 6社 以上 (応募団体数 + 1 - 順位) × (配点 ÷ 応募団体数)